

# 転居・転出のとき

## 転居・転出

### ■引越しの際に必要な主な届け出・手続き

引越しされる際には、住民登録などの異動手続きの他、次に該当するものがある場合は各窓口で届け出をしてください。手続きには、◆印のもの、手続きに来られた方の印鑑および身分証明書をお持ちください。

内容	取扱窓口	市内で住所が変わった	市外に引っ越した（転出）
国民健康保険		○住所変更の届け ◆国民健康保険被保険者証	○資格喪失の届け ◆国民健康保険被保険者証(返却)
後期高齢者医療	○保険年金課 ○行政サービスセンター ○中核型地区センター ○地区センター ○とやま市民交流館	○住所変更の届け	○資格喪失の届け 県外へ転出される方は、後期高齢者負担区分証明書を保険年金課(または行政サービスセンター)で受けとってください
国民年金			○資格喪失の届け
介護保険	○介護保険課 ○行政サービスセンター	○住所変更の届け ◆介護保険被保険者証、負担割合証	○資格喪失の届け ◆介護保険被保険者証、負担割合証(返却) ※返却は地区センター及び中核型地区センターでも可
身体障害者手帳 療育手帳	○障害福祉課 ○行政サービスセンター	○住所変更の届け ◆手帳	○療育手帳をお持ちの方で県外へ転出される方は、返還届と療育手帳の返却
精神障害者保健福祉手帳	○保健所保健予防課 ○保健福祉センター	○住所変更の届け ◆手帳	○転出先に手帳を持参して届け
障害福祉サービス等受給者	○障害福祉課 ○こども健康課 ○行政サービスセンター	○住所変更の届け ◆受給者証	◆転出先の居住地で引き続きサービス利用が必要な方は、障害福祉課、こども健康課へご相談ください。
心身障害者医療	○障害福祉課 ○行政サービスセンター ○中核型地区センター ○地区センター ○とやま市民交流館	○住所変更の届け ◆医療費受給資格証、健康保険証	
妊産婦医療	○こども福祉課 ○行政サービスセンター ○中核型地区センター ○地区センター ○とやま市民交流館	○住所変更の届け ◆医療費受給資格証、健康保険証	◆医療費受給資格証(返却)
こども医療		※こども医療は住所変更の届けは不要	
ひとり親家庭等医療		○住所変更の届け ◆受給者証書、医療費受給資格証、健康保険証 等	○住所変更の届け ◆受給者証書、医療費受給資格証、健康保険証 等
児童扶養手当 特別児童扶養手当	○こども福祉課 ○行政サービスセンター		
保育所・認定こども園・私立幼稚園	○通っている保育所・認定こども園・私立幼稚園 ○こども保育課 ○行政サービスセンター	○住所変更の届け	◆退所届(保育所・認定こども園・幼稚園へ提出)
公立小中学校の就学手続き方法	○市民課 ○地区センター ○行政サービスセンター ○中核型地区センター ○とやま市民交流館	○住所異動の手続き後、「就学指定書」をお渡しします	○住所異動をされるとともに、学校から在学証明書などを受け取ってください

\* 地区センターへ届け出されるときは、証明書等が即日交付できる地区センターをご利用ください。

### 水道の届け出

取扱窓口	電話番号等	必要なこと
上下水道料金課 東・西上下水道サービスセンター	開閉栓専用ダイヤル 0120-310-599 専用FAX 432-8617	○お客さま番号または住所 ○契約者の氏名、開始日または中止日